

商取引の支払サービスに関する ルールのあり方について

平成 20 年 12 月 26 日

産業構造審議会産業金融部会・流通部会

商取引の支払に関する小委員会

はじめに

少額代金の支払手段として、現金、銀行口座振込、クレジットカード等が多く利用されてきたが、近年、インターネット取引の発展、キャッシュレス取引のニーズの増大等を背景に、収納代行、代金引換や電子マネー等の新たな支払サービスが発展し、消費者にとって利便性の高い支払サービスとして広く普及している。

新たな支払サービスについては、多様な分野の事業者が参入して、イノベーションや消費者利便を競い合う状況が生まれている。これらの支払サービスの発展に伴い、消費者の安全・安心の観点からの関心も増している。また、新たな支払サービスに対して現行の金融規制がどのように適用されるかという課題も生じている。

こうした問題意識から、産業構造審議会産業金融部会及び流通部会の下に「商取引の支払に関する小委員会」を本年9月に設置し、学識経験者、消費者団体、関係事業者等を代表する委員が参画して計4回小委員会を開催し、短期間ではあるが集中的な審議を行った。

具体的には、消費者の安全・安心とイノベーションの両立を図るために支払サービスに関するルールをどのように構築していくべきかについて、商取引との関係を踏まえ、主な支払サービス毎に具体的に検討を行った。その際、

情報技術の発展により構築され、消費者の支持を受けている簡単、便利で安価な支払サービスの更なるイノベーションを進めるべきであり、一律の規制の導入により失われる消費者等の利益を十分考慮すべき

商取引と一体となって支払サービスが発展してきたことを踏まえ、消費者トラブルがあるのであれば、まずは商取引のルールを整備する中で解決を図るべき
取引ルールとしては、消費者のサービス選択を可能にするための契約関係の明確化や利用者への商品性やリスクの開示と事後的なトラブル解決のための方策を中心として検討することとし、公的規制を前提とせず自主ルールやガイドライン、標準化など様々な方法を模索するべき

金融規制のあり方についても、多様な担い手の参入による支払サービスのイノベーションを促進するとの観点から最小限度の規制は何かを検討すべき

との基本的方向性に従って検討することとした。以下はその検討結果をとりまとめたものである。

なお、本小委員会で提言した消費者保護のための措置については、関係事業者等が連携して取組を進めていくことを期待するとともに、経済産業省においては、その取組の状況について継続的なフォローアップを行うことを求める。また、政府部内において検討中の支払サービスに関する金融規制のあり方についても、本小委員会の提言を踏まえて、消費者利便や新たなサービスのイノベーションを阻害することのないよう、関係者間で協議・調整することを要請するものである。

第1章 商取引の支払サービスに係る消費者利益の保護

電子マネーや収納代行等の近年発達している新たな支払サービスは、消費者にとって簡単・便利で安価な支払サービスとして急速に受け入れられてきている。支払サービスを提供する事業者に対する信頼や利用されている代金の額が比較的少額であることから、消費者の安全・安心を裏切るようなトラブルは現時点で顕在化していない。しかしながら、今後とも支払サービスが発展していくためには、消費者の安全・安心をどのように確保していくのかという点について、検討を始めておく必要がある。その際には、トラブル発生時に失われる消費者の財産上の利益と同様、規制等によりサービスが提供されなくなることによる消費者の不利益を考慮することが非常に重要である。

新たな支払サービスは、金融サービスとして単独に提供されているものではなく、情報流・物流等の商取引と一体となって提供されている。このため、消費者トラブルとしては、商取引自体についての契約の適正化や表示の問題が多く見られることに着目する必要がある。新たな支払サービスは商取引の基盤の上に提供されており、堅牢な大規模システムよりは柔軟で可変的な情報システム、事前的な措置よりは事後的なトラブル対応により、消費者保護を図っていくことができると考えられる。安全・安心なサービスと安価で利便性の高いサービスを両立させることができが望ましいが、消費者の被害を完全に無くすために一律の事前的な措置を義務づければ、サービスコストの上昇やサービスの内容の制約につながり、結果として消費者の利益に反することになることも考えられる。特に少額の支払サービスについては、多くの利用者に支持されてはじめて低成本での提供が可能となるものであり、消費者に信用される事業者でなければサービスを効率的に提供することは難しい。消費者側もサービスの利便性だけでなく、サービスの評判やリスクの違いを踏まえて選択していると考えられる。したがって、政策的には、全ての事業者を一律に規制するのではなく、消費者にとって多様な選択が可能となるような環境を整備することが重要である。すなわち、事前の消費者保護措置としては、サービスの内容とリスクの開示が重要であり、発生するトラブルについては民事的解決を含めて事後的に解決していく体制が重要である。

また、消費者保護と消費者利便をともに促進するために、適切な市場環境の下での競争が重要であり、消費者利益の保護を促進するためにも競争制限的な規制は導入すべきではないと考えられる。

本章では、以上の考え方から従って、具体的な支払サービスごとに消費者利益の保護のあり方について述べることとする。

1. 収納代行

(1) 収納代行サービスのメリット

収納代行は、コンビニエンスストアなど身近な場所で24時間利用できる、消費者が負担する手数料は無料の場合が多い等のメリットがある。代金受領者である委託事業者にとっても、収納代行は資金の回収率が銀行送金等に比してよい等のメリットがある。また、収納代行事業者が商品代金受領前後のデータ作成等、利便性にすぐれたサービスをあわせて提供している場合があり、こうした付加的なサービスも委託事業者にとっての魅力となっている。

仮にこうしたメリットのある収納代行サービスが行われなくなる、あるいは消費者の利用コストが上昇することになると、コンビニエンスストアは全国で約4万店舗あり、銀行の国内店舗数（約1万3千）と比べると圧倒的に多く、また、深夜や休日、金融機関のATM取扱停止時などにも支払いを行うことができる収納代行は便利であることから、消費者にとっての利便性の低下は大きいと考えられる。また、こうした利便性の高い代金回収手段を失うことは、代金受領者である委託事業者側にとっても悪影響が大きいと考えられる。

(2) 現在顕在化している消費者トラブル

都道府県の消費生活センターに寄せられた消費者苦情・相談事例について、（独）国民生活センターから提供されたPIO-NET登録情報を下に分析すると、以下のような消費者トラブルが見られる。

<委託事業者のミス等による二重請求等>

- 公共料金の支払において、コンビニエンスストアの収納代行でも支払ったが、銀行でも引き落としされてしまい二重払いになってしまった。

<詐欺的な委託事業者による利用>

- 出会系サイト業者から覚えのない料金をコンビニエンスストアから支払うよう連絡が来る。

こうしたトラブルは収納代行サービス自体の問題ではなく、サービスを利用する委託事業者の問題であり、こうしたトラブルを防止するためには、資金の受払いの確実性を確保するための措置ではなく、収納代行事業者による委託事業者の調査や悪質な委託事業者への対応、二重払いが発生した場合の委託事業者を含めた事後処理の徹底などの商取引上の措置が重要である。

（3）利用者にとっての潜在的リスクとリスク負担の構造

収納代行サービスを提供する事業者の破綻・倒産の際に利用者保護を図ることが課題として指摘されている。こうした収納代行事業者の破綻に伴う潜在的なリスクについては、代金の支払者が負担するリスクと、代金の受領者が負担するリスクに分けて検討する必要がある。

収納代行サービスにおいては、委託事業者から代理受領権限を付与された収納代行事業者が代金を利用者から受領した段階で原因関係たる代金債務も決済されたものとされる。したがって、当該決済時点の後、収納代行事業者が倒産しても、そのリスクは委託事業者が負担することとなり、支払者の側では法律上は二重払いのリスクを負うことはない。なお、この点、銀行振込の場合には、振込手続をして入金した時点では原因関係たる代金債務は消滅せず、振込先口座への入金処理が終わってはじめて債務が消滅するため、振込先口座へ入金処理されるまでの間に銀行が倒産した場合のリスクを送金人が負担していることになる。

収納代行の場合、代金受領者である委託事業者と収納代行事業者との間に継続的な提携関係が存在していることが特徴である。したがって、収納代行事業者が支払者から代金相当額の金銭を受領して支払者の債務を免責する（取引の決済を行う）ことについて、委託事業者はあらかじめ同意している。このため、収納代行事業者と委託事業者間には与信が生じることとなるが、このような与信は、委託事業者が事業者の場合には、売掛金等の一般に行われる事業者間の与信と何ら変わることはない。

（4）事業者の自主的な取組の状況

収納代行に伴う消費者トラブルの防止は、これらのサービスを提供する収納代行事業者にとっても、消費者の安全・安心を高め、サービスの利用を促進するために重要な課題であると認識されている。具体的には、従来から以下のような消費者の安心を高める措置が各社ごとにとられてきた。

<コンビニエンスストア収納代行が採用している安全措置の例>

- 統一フォーマットに基づく領収書の交付（二重払いの防止）
- バーコード読み取りによるデータ入力及びデータ処理センターでの受付データと日報・払込票の照合（人為的ミスの防止）
- 委託事業者についてコンビニエンスストア本部にて審査（法令に反しない（特定商取引法の表示義務等）公序良俗に反しない等）
- コンビニエンスストア本部に顧客相談窓口を設け、万一問い合わせ・トラブル

が発生した場合、自ら又は委託事業者との間に介在しているノンバンク等の中間事業者（収納代行会社）を通じて委託事業者に対して適切な措置を行う。

<銀行口座による収納代行が採用している措置の例>

- 入金者の口座請求データ・振込用紙に請求原因と金額が特定できる顧客番号等が付され、個別収納者ごとに入金データを収納代行事業者に送付（個別の原因契約（売買・サービス契約）との紐付きを確認可能）
- 収納代行事業者名は、支払者と委託事業者（代金受領者）との契約書や請求書に明記され、銀行収納印・通帳記帳で支払者は、支払いの証明が容易
- 委託事業者（代金受領者）を事前に登記簿謄本等で確認したうえ、営業内容・販売方法・取扱商品等を含めて事前審査（公序良俗違反でないこと等）

さらに、本審議会においてコンビニエンスストア事業者から、更なる消費者の安心を高める措置として、契約関係の明確化や委託事業者に対する措置、消費者トラブルに対する対応等に関する今後の自主的取組について報告がなされた。具体的には、以下のとおりである。

<(社)日本フランチャイズチェーン協会における取組>

(社)日本フランチャイズチェーン協会は、2005年11月に、「コンビニエンスストアにおける収納代行実施に関する標準ルールについて」をとりまとめ、委託事業者や収納代行事業者に対して収納票の表記内容（個人情報の記載の範囲等）や保存期間、取扱限度額（1収納票あたり30万円以下）等の遵守を求めている。

同協会はコンビニエンスストア大手12社が会員となっており、売上げベースでの会員シェアは90%以上を占める。収納代行を行っているコンビニエンスストアは非会員も含めて20社以上あるが、収納代行会社や委託事業者は大手コンビニエンスストアチェーンとも取引せざるをえないため、実質非会員であるコンビニエンスストアチェーンであっても、この標準ルールに準拠せざるを得ない状況となっている。

さらに、(社)日本フランチャイズチェーン協会では、契約関係を明確にするため、以下のような取組を2008年9月から開始している。

収納代行契約が「代理受領」であることの確認

収納代行契約の内容を確認し、「代理受領」と判断できない場合は、別途「代理受領」であることの確認書面等を取り交わし、または変更覚書の締結を行う。

収納代行会社を介して収納代行を受託している場合も同様の取扱いを収納代行

会社に要請する。

収納票又は領収書への記載文言追加

収納代行サービスが、代理受領であることを明確にするために、「コンビニエンスストアは（事業者名・自治体名）に代わって料金を受領します」との旨の記載を収納票又は領収書に追加する。

標準料金代理収納ガイドラインの改訂

コンビニエンスストア収納代行のシステムの標準化団体である財団法人流通システム開発センター発行の「標準料金代理収納ガイドライン」を今後改訂し（2009年3月予定）新たな項目として、収納代行会社経由の委託事業者管理、利用者保護、トラブル対応、取扱限度額等について追加することを検討する。当該ガイドラインはコンビニエンスストア収納代行の標準システム（バーコード等）を利用するにあたり、遵守を求められるものであることから、実効性をさらに高める自主ルールとなることが期待されている。

（5）今後の方向性

以上のとおり、収納代行の消費者トラブルの現状や利用者に対するリスクを踏まえて、収納代行事業者による自主的な取組が進められている。まずはこうした収納代行事業者の取組を進め、二重弁済の防止や委託事業者による不正な請求の防止を図っていくことが重要である。

具体的には以下のようない点について自主的な取組を進めるとともに、取組の内容を消費者の目線に立って分かりやすく伝える努力が求められる。

二重弁済の防止

- ・代理受領であることを関係事業者間の契約上明確にすること
- ・領収書を交付すること

不正請求の防止

- ・委託事業者の審査において悪質加盟店の排除を図ること。そのために、悪質な委託事業者に関する情報の業界内での共有の枠組みを検討すること
- ・消費者からの相談に応じる統一的な窓口を業界または各社に設けて、一元的な対応が可能になるようにすること
- ・消費者からクレームがあった場合等に委託事業者の連絡先等の回答など適切な対応をすること。また、消費者からのクレームがあった場合の返金処理の可否等の対応を定め、あらかじめ開示すること

2. 代金引換

(1) 代金引換サービスのメリット

代金引換については、消費者は商品の到着を確認してから支払うことができるため安心である、自宅の玄関先などで支払うことができる、クレジット番号などの情報を委託事業者に明かさずに利用できる等のメリットがある。特に、インターネット取引を通じた詐欺や代金を支払ったが商品が届かないといった悪質商法によるトラブルにあわないようにするために、代金引換は大変有用な自衛手段であり、消費者保護の観点からも代金引換の利用が推奨される。

代金受領者である委託事業者にとっても、商品だけ送って代金を回収できないというリスクがほとんどない、クレジットカードに比べると比較的導入しやすい等のメリットがある。また、代金引換事業者が商品代金受領前後のデータ作成等、利便性にすぐれたサービスをあわせて提供している場合が多く、こうした付加的なサービスも委託事業者にとっての魅力となっている。

こうしたメリットがあるために、例えば通信販売の支払方法として代金引換は非常に多く利用されている（日本通信販売協会の調査によれば、通信販売取引の約3分の1に支払方法として利用されている）。仮に、代金引換サービスが行われなくなる、あるいは消費者の利用コストが上昇することになると、消費者にとっても委託事業者にとってもデメリットが大きい。代金引換は商品と引き替えで支払えばよいという点で安心な支払手段として普及しており、消費者が代金引換を利用できなくなったり、消費者にとって使い勝手の悪いものになることで、通信販売やインターネット取引が縮小する可能性がある。また、代金引換は、委託事業者にとっては確実に代金を回収できる手段であり、回収までの日数も比較的短くて済むことから、中小の事業者の販路拡大に貢献してきたが、これら中小の事業者の事業展開にも悪影響が出ることが懸念される。

(2) 現在顕在化している消費者トラブル

都道府県の消費生活センターに寄せられた消費者苦情・相談事例について、（独）国民生活センターから提供された PIO-NET 登録情報を下に分析すると、以下のような消費者トラブルが見られる。

<委託事業者のミス等による二重請求等>

- 商品購入時に代引きで支払を済ませたはずだが、しばらくしてから、通販代金が未払いという通知が届いた。
- ネットショッピングでクレジットカード決済をしているにも関わらず、商品配

達時に誤って代金引換で届き、家族が支払ったために、二重払いになってしまった。

<詐欺的な委託事業者による利用>

- 注文した覚えのない商品が代金引換で送りつけられる。

こうしたトラブルは、代金引換サービス自体の問題ではなく、サービスを利用する委託事業者の問題であり、こうしたトラブルを防止するためには、資金の受払いの確実性を確保するための措置ではなく、委託事業者の調査や悪質な委託事業者への対応、二重払いが発生した場合の委託事業者を含めた事後処理の徹底などの商取引上の措置が重要である。

(3) 利用者にとっての潜在的リスクとリスク負担の構造

代金引換サービスについては、収納代行と同様に、委託事業者から代理受領権限を付与された代金引換事業者が代金を利用者から受領した段階で原因関係たる代金債務も決済されたものとされる。したがって、当該決済時点の後、代金引換事業者が倒産しても、そのリスクは委託事業者が負担することとなり、支払者の側では法律上は二重払いのリスクを負うことはない。

(4) 事業者の自主的な取組の状況

<代金引換が採用している措置の例>

- 領収書の発行（二重払いの防止のため）
- 発送から清算までのお金の流れをシステム管理
- 契約時・商品荷受時に委託事業者の実態を調査（取扱商品が公序良俗に反していないこと等）

さらに、本審議会において東京路線トラック協議会から、更なる消費者の安心を高める措置として、契約関係の明確化や委託事業者に対する措置、消費者トラブルに対する対応等に関する今後の自主的取組について報告がなされた。具体的には、以下のとおりである。

<東京路線トラック協議会における取組>

宅配便事業者の団体である東京路線トラック協議会では、2008年11月に、代金引換業務を行う東京路線トラック協議会会員43社の合意事項として、代金引換業務取扱いに関する「自主ルール」を定め、全日本トラック協会と提携して全

都道府県トラック協会への周知を取り決めている。2009年3月までに運用を改善するよう取り決めている。具体的な内容は以下のとおり。

「代理受領」であることの明確化

現行の代金引換業務に関する規約・契約等を確認し、代理受領の明記を欠く場合は、その条項を追加する又は覚書を取り交わし、二重請求が生じない規約・契約等にする。

領収書交付の徹底

自社使用の領収書又は販売者の領収書を必ず交付する。

取扱商品の確認、返品・苦情等への適切な対応

代金引換サービスの申込に際し、取扱商品の適性及び事業所所在地並びに集貨場所について確認する(法令又は公序良俗に反する商品の引受拒絶)。また、返品又は苦情等に適切に対応できる取引環境を整える。

(5) 今後の方向性

代金引換においても、消費者トラブルの現状や利用者に対するリスクを踏まえて、代金引換事業者による自主的な取組が進められている。まずはこうした代金引換事業者の取組を進め、二重弁済の防止や委託事業者による不正な請求の防止を図っていくことが重要である。具体的には1(5)であげられている点などについて自主的な取組を進めるとともに、取組の内容を消費者にわかりやすく伝える努力が求められる。

3. 電子マネー

(1) 電子マネーのメリット

Edy、SUICA、Webmoney 等の電子マネーは、駅やコンビニエンスストア等の身近な場面で簡単に支払をすませることができ、現金（特に硬貨）を持ち歩かないで済む便利な支払手段として、急速に普及している。また、現在我が国で発行されている「電子マネー」は特定の販売事業者（加盟店）で利用可能なタイプであり、発行会社の収益である手数料は原則加盟店から利用額の数%を徴収する形がとられている。このため、消費者は手数料負担をしておらず、むしろ加盟店（販売事業者）側の販売促進に利用されることにより、ポイントがつくなど、経済的にもメリットのある支払手段となっている。さらに、インターネットショッピング等でクレジットカードを利用することに不安がある利用者にとっては、支払手段の多様化に資する安心な支払手段となっている。

また、加盟店側にとっても、電子マネーを導入することで、支払い時間の短縮や現金のハンドリングコストの削減が可能となり、また、CRMにも活用できる等、メリットのある支払手段となっている。

(2) 消費者トラブルの現状

都道府県の消費生活センターに寄せられた消費者苦情・相談事例について、（独）国民生活センターから提供された PIO-NET 登録情報を基に分析した。現時点で多くのトラブルが見られる状況にはないが、例えば、

- クレジットカードが電子マネーの購入に不正利用された
- コンビニエンスストアで購入した電子マネーが不具合で使えなくなってしまったのに返金してもらえない

などのオペレーションに関連するトラブルが散見される。

その他、悪質な加盟店の取引に利用され被害を受けたという原因関係たる商取引それ自体についてのトラブルも報告されている。

(3) 利用者にとっての潜在的リスク

電子マネー発行事業者の破綻・倒産の際に利用者保護を図ることが課題として指摘されている。

まず、電子マネーで支払いを行った後に発行事業者が破綻した場合に支払者に二重払いのリスクがあるかどうかが問題となる。発行事業者の約款によれば、電子マネーを加盟店で利用した時点で原因関係である代金債務の弁済となるとされている。

私法上もプリペイドカード（第三者発行型）の法的構成に関する最も有力な考え方によれば、プリペイドカードを加盟店において使用した時点で加盟店がカード発行者による免責的債務引受けを認めるとしており、プリペイドカードとして発行されている電子マネーについてもそのように解される。したがって、電子マネーを支払に利用する者が二重弁済のリスクを負うことはない。他方、この場合電子マネーの加盟店が発行事業者の破綻リスクを負っていることになるが、事業者間取引であり、売掛金等の一般に行われる事業者間の与信と何ら変わることはない。

他方、電子マネーを保有している間に発行事業者が破綻した場合には、前受金相当額について損失を負うことになる。この点については、前払式証票規制法において供託等の資金保全措置（残高の2分の1）が義務づけられており、一定の消費者保護が図られている。

（4）事業者の自主的な取組の状況と今後の課題

電子マネーについては、弁済の時点については、ICカードから加盟店端末等に電子的価値が移転し、処理完了の表示がなされた時点とすることを利用約款に規定しており、消費者は弁済が完了したことを、端末機の処理完了表示、レシート等で確認することができるようになっている。また、不正使用の場合にも記名式であればカードの利用停止措置やデータ回復請求をとることができる場合もある。こうした実務上の取扱いを引き続き進めていくことで消費者の安全・安心を確保し、支払サービスの利用の更なる拡大を図ることが重要であると考えられる。

さらに、支払者、発行事業者、加盟店の三者間において、商取引の適正化を図るとの観点から、契約関係・責任分担の明確化や不正請求の防止等のための措置を実施すべく検討することが求められる。

二重弁済の防止

- 電子マネーの利用契約に商取引の決済（支払）時点を明示すること。

不正請求の防止

- 加盟店審査により悪質加盟店の排除を図ること。
- 電子マネー発行事業者が加盟店に対して代金相当額の金銭を送付する以前に原因契約の無効等（架空請求や返品処理）を知った場合などにおいて、一定の場合には支払者に対して民法上の不当利得返還責任を負う可能性がある（ダイヤルQ2事件判決）ことも考慮に入れ、消費者からのクレームがあった場合の対応を定めること。（前払式証票発行協会作成モデル契約より）

不正使用の防止

- サービスの類型毎に一定のセキュリティ基準を設けて関係事業者全体として不正使用の防止に取り組むこと。
- 記名式電子マネーであって発行事業者が本人確認を行うことが可能な電子マネーについては、利用者に落ち度なく第三者による不正使用が行われた場合等に原状回復又は返金措置を行うことを検討すること。

4. 企業ポイント

（1）企業ポイントのメリット

商品・サービスの購入金額、来店回数その他に応じて、一定の条件で計算された「企業ポイント」を顧客に無償で付与するサービス（ポイントプログラム）が様々な事業者によって導入されている。

こうした企業ポイントは企業のマーケティングや顧客誘引の目的で発行されており、記名式のポイントプログラムを通じて消費者個人の利用履歴から消費行動を分析することにより効果的なマーケティングが可能となる、また、消費者個人の特性に応じて景品に柔軟性を持たせることが可能となるというメリットがある。

消費者にとっても、企業ポイントを各企業の商品・サービスへの利用（値引き等）や、景品・特典に交換でき、ポイントの発行の多寡が購買行動に影響を与える程度にメリットがあると感じられている。なお、企業ポイントを発行する企業の中には、自社のポイントを他社のポイントや電子マネーに交換するものもある。

（2）現在顕在化している消費者トラブル

企業ポイントについては、その内容に関する条件変更やプログラムの終了に伴うポイントの消失など、消費者が損害を被ったという認識を抱くようなトラブル事例も生じている。

都道府県の消費生活センターに寄せられた消費者苦情・相談事例について、（独）国民生活センターから提供された PIO-NET 登録情報を下に分析すると、以下のような消費者トラブルが見られる。

<告知に関するもの>

- ポイントの還元率が何の告知もなく変更になっていた。
- 有効期限が当初のものから変更になっており、ポイントが消滅した。

<ポイントの消失に関するもの>

- 有効期限のないポイントが廃止されていた。
- ポイントの残額をデータで確認できるのに、ポイントカードを紛失したら、貯めてきたポイント自体も失効となってしまうのは納得できない。

（3）利用者にとっての潜在的リスクとリスク負担の構造

ここで取り上げる企業ポイントは、商品の販売等に付隨して利用者から追加的に金銭による対価を受け取ること無しに、あるいは無償で付与されるものであり、現金を払って購入されるものではない。

他方、消費者は企業ポイントを将来の購買活動に利用できるとの期待を有しており、その期待の大きさは当該企業ポイントの発行・付与にあたっての表示や勧誘方法、発行事業者の評判やポイントプログラムの規模によっても異なる。特に、企業ポイントに対する条件変更やプログラムの終了に関する消費者の期待と事業者の認識にズレがある場合、消費者トラブルが生じていると考えられる。こうした消費者の期待と事業者の認識のズレについては、何らかの形で解消していくことが必要である。

（4）今後の消費者保護に向けた取組（発行企業の自主的取組を促すためのガイドラインの策定）

経済産業省では2008年9月より「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」を開催し、望ましい表示・説明等の消費者保護のあり方を議論している。この議論を踏まえ、事業者により消費者との間で認識のズレを生じさせないような自主的な取組が行われるべく、11月半ばよりパブリックコメントに付しており、これを踏まえガイドラインを策定する予定である。経済産業省として、このガイドラインの普及に努め、消費者の適切な選択と事業者によるポイントプログラムの適切な運用を促していくこととしている。

＜ガイドラインの内容＞

ポイントプログラムの内容を網羅的に確認できる仕組みの整備（付与条件、利用条件、利用条件の変更、トラブルへの対応、ポイントの譲渡・相続、ポイントプログラム終了時の対応）

消費者の期待の高い事項についての積極的な表示・説明

利用条件変更の際の適切な対応や、ポイントカード紛失時等の適切なトラブル対応

第2章 支払サービスに関する金融規制のあり方

現在、支払サービスに関して、銀行振込等の従来金融規制の対象とされているサービスとの関係を含め、金融規制のあり方について議論されている。

この議論については、現在は銀行、証券、保険等のいわゆる「業態」ごとに規制する法律が存在しているが、今後、更なる金融機能の発展を図るために、業態横断的にサービスの機能に着目した規制体系としていくとの考え方があり、決済や支払に関する金融規制に関する議論についても、こうした文脈の中で位置づけることができるのではないかとの指摘がある。

こうした金融規制の機能法への組み替えを志向する場合であっても、既存の法体系が規制の対象にしている機能であるからと言って直ちに組み替え後の法体系においても同様の規制が必要になるとは限らない。既存の法体系が規制している機能と近い機能を有するサービスがあるとしても、その特質に着目して規制の必要性がないとすることも考えるべきである。例えば、金融システムの安定性に関わる分野については重装備の規制とする一方で、単に利用者保護を図ることで十分な分野については、当該サービスの特質に応じて、利用者保護の観点から必要最小限度の規制とするといったアプローチを行うべきである。

具体的には、支払サービスに関連する現行の金融規制として、銀行法上の為替取引規制があげられる。銀行法においては為替取引を銀行の独占業務（固有業務）としているが、為替取引業務の銀行による独占は情報技術の発展に伴いかえって新規参入を妨げる等の問題が生じていると考えられている。諸外国の法制を見ても欧米では為替取引あるいは送金業務を銀行の独占業務として維持しようとしている国はない。技術革新の実態や諸外国の法制との整合性を踏まえ、銀行による送金業務の独占を解禁する方向で規制緩和を図ることが、送金手数料の引下げや革新的なサービス提供の拡大を通じて、消費者の利便性向上を図るために重要である。

為替取引規制の見直しを行うにあたっては、決済システム保護の観点から、システムリスクがある場合に限って、当局による強力な検査・監督や預金保険制度等のセーフティネットの対象となっている銀行（金融機関）の独占業務とすべきと考えられる。したがって、日銀ネットや全銀システムのような決済システムの一部になることがなく、また「預金の受け入れ」を行わない送金サービスについては、システムリスクはないと考えられることから、例えば、米国銀行法や欧洲信用機関指令におけるように銀行の

固有業務を預金の受入業務に限定し、送金サービスにかかる利用者保護の観点からの規制として、必要最小限度の規制を新たに立法するとのアプローチが考えられる。

この為替取引の定義については、平成13年3月12日最高裁判所第三小法廷決定（刑事事件）における定義（「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」）を広範にとらえて、現在新たに発展している支払サービスがこの為替取引規制に抵触するとされるおそれがあるとの指摘がある。この点については、

- 最高裁決定は地下銀行に係る刑事事件を前提に定義を構成しているのであり、現在健全に発展している支払サービスについても銀行の独占を認める解釈を前提としているのではないか
- 例えば販売代理店業務、グループ会社間におけるキャッシュマネジメントサービス、清算機構の清算業務、不動産賃貸仲介業務（前払賃料、礼金等の代理支払）サービス業務、証券化案件におけるオリジネーターによる債権回収業務、弁護士が依頼者に代わって示談金等を支払い又は受領する業務など、従来から為替取引の範囲に含まれないサービスとして理解されてきたものが多くあるが、これらがすべて銀行の独占業務になると理解したものとはいえないのではないか
- 最高裁決定の定義についても「仕組み」要件などを限定して解釈することにより適切な解釈結果が導かれるのではないか

などの為替取引規制の解釈に関する様々な見解を十分とりあげて検討することが必要である。

また、こうした法的不安定性は解消されることが事業者の新たなイノベーションを促すという観点から望ましいとの見地から、立法的な手当を講ずることを検討すべきとの指摘がある。しかし、そのような手当を講ずるにあたっては、金融システムの安定性に影響のない分野については、利用者保護の観点から最小限度の規制を導入する、との考え方からしてゼロベースで行うべきであると考えられる。言い換れば、現行の規制を前提にどのような条件を満たせば規制の一部を緩和することが可能かという「規制ありき」の検討を行うべきではなく、利用者保護の観点から規制の必要性がないものについては、単に法的安定性のために新たな規制を導入する合理的な根拠はないと考えられる。

1. 送金サービス規制のあり方

(1) 資金の受払いを伴うサービスの分類と送金サービス規制の関係の概略

資金の受払いを伴うサービスとして議論されているものには多様なサービスが含まれているが、商取引との関係や消費者保護の必要性の観点から分類すると、以下の3つに分類が可能ではないかと考えられる。

売買又はサービス契約自体の代理人（保険代理店など）が本人のために資金を受領するものであり、独立の支払サービスとは観念されないもの

収納代行や代金引換のように、原因関係である売買又はサービス契約の代理行為を行っているのではないが、商取引と一体となって提供されている支払サービス

不特定者間でメール送金を可能とするサービス（ペイパルなど）や国境を越える仕送りなどに利用される国際送金サービスなど、個人を含む不特定多数者を相手に、支払者の側に立った支払代理サービスを提供している、いわゆる送金サービス

送金サービスに対する規制を検討するにあたっては、以上の3分類の違いを踏まえて検討するべきである。本小委員会では、以上の3分類のうち、送金サービス規制の対象とすべきと考えられるものは、のみであると考える。以下、その具体的理由と送金サービス規制の具体的あり方について述べる。

(2) 送金サービス規制の適用範囲

新たに送金サービスについての規制を導入する場合、送金、及び、換金性のある電子マネーの発行を対象とすることが考えられる。

ただし、規制の範囲が過度に広範なものとならないようにする必要がある。典型的な送金が含まれることはもちろんあるが、隔地者間の資金の移動があれば直ちに規制対象となるとするべきではない。例えば、以下のようなものは、規制の対象外とするべきである。

- A) 支払の原因となる契約（売買契約・役務提供契約）それ自体の締結又は解約を代理して行うことを委託された代理人による支払又は支払の受領（典型的には、保険代理店や販売代理店等）
 - 原因取引そのものであり、別個の支払サービスとして認める必要性がない。
- B) A)の他、原因取引について一定の権限を付与された代理人による支払又は支払の受領など、原因取引の一環として支払いの受領が行われる場合（典型的には、収納代行・代金引換業務、サービス業務、プリペイドカードなど）

- 原因取引上の契約の媒介や商品の運送等まで行っている場合など原因取引との関連性が強いと認められる場合については A) に準じて考えることができる。また、B to C 又は B to B の収納代行等の代理受領として資金の受払いをしている場合には、支払者である消費者の保護が図られていると考えられることから、送金サービス規制の対象とすることは適切ではない。

C) グループ会社間の取引

- 関係者の利益の保護が問題とならないことから、利用者保護のための規制の必要がない。

D) 少額/小規模サービス

- 重い規制をかけてもコスト倒れとなりかねないことから、規制の対象としないか、より軽い規制とすべき。

一回ごとに送金の依頼を受けるサービスではないが、現金で購入したバリュー（電子マネーの価値を表す指標）を自由に換金できるタイプの換金型電子マネーについても、送金サービス規制の対象とすべきである。換金型電子マネーのバリューは、銀行法上の預金や出資法上の預かり金にはあたらないと考えられるが、その移動により資金が移動したと評価できる場合があるためである。実態を見ても、送金サービスの代表例とされるペイパルのサービスは、米国ではバリューを一定期間貯めることができ、自由に換金可能な、換金型電子マネーとして運用されている。

他方、現在発行されている電子マネー（前払式証票）については、特定の加盟店における商品又は役務の利用にのみ用いることができ、換金は例外的にしか認められておらず、送金の機能を実質的に有していないと考えられる。

（3）送金サービス規制の具体的内容

多様な事業者の送金業市場への参入を促す観点から、兼業規制を課すべきではないと考えられる。また、送金サービスは預金の受入れを行わず、金融システムに影響することのないサービスであることから、後述の適切な資金保全措置が義務づけられることを前提として、貸出規制を導入すべきではない。もし、貸金業を営んでいる事業者が送金業に参入できることとなった場合、貸金業免許を有するクレジットカード会社なども送金業市場に参入できることとなるが、こうした規制は適切ではない。

送金サービスの中で受け入れた資金については、供託、銀行保証や一定の要件を満たした自己信託などの資産保全措置を義務づけるべきと考えられる。ただし、少額送金や小規模な送金サービスについては、資産保全措置の義務を緩和することが

考えられる。また、資産保全措置が義務づけられることを前提とすれば、資本規制については最小限の規制で足りると考えられる。

また、送金サービス業務に利用するシステムについて、必要な安全対策を講ずることは必要ではあるが、システム整備に関する義務が導入され、実質的に参入規制として機能することは避けるべきである。

マネーロンダリング規制（犯罪収益移転防止法）の適用については、銀行送金と同様に扱うことが適当であると考えられる。しかし、マネーロンダリングに用いられるおそれがさほど高いとは認められない一定額以下の換金型電子マネーについては、本人確認等を不要とすべきである。

2. 収納代行・代金引換サービスについて

（1）為替取引規制との関係

収納代行・代金引換サービスについては、上述のとおり、提供事業者による消費者保護のための取組が実施されている。こうした中で規制のあり方を検討するにあたっては、まずは、為替取引規制とは切り離した上で、利用者保護の観点から規制の必要性について検討すべきである。

為替取引の定義に関する上述の最高裁決定を基に、収納代行・代金引換が為替取引に該当するおそれがあるとした上で、かかる疑義を払拭するためにも規制は避けられないとする議論もあるが、理論先行・実態無視の議論であり、賛成できない。収納代行・代金引換については、大きな消費者トラブルもなく何十年間もサービスが提供されてきたものであり、既に社会的にも是認されている。こうしたサービスについて法的安定性がないとの理由から規制を導入する正当性・合理性があるとは思われない。滞留資金の保全のための現金供託の義務づけなど為替取引を前提とした規制（銀行が行う為替取引に適用されているマネーロンダリング規制を含む）を導入した結果、これらのサービスがコスト高となり又は事業存続が困難となって提供されなくなった場合に、通信販売業者、電力会社等の委託事業者やサービスを利用している利用者に対する不利益を正当化する根拠は何ら存在しない。

仮にこれらの規制の必要性がないサービスが為替取引の定義に該当する可能性が高いのであれば、為替取引の定義自体を法律により改めるという方法があると考えられる。また、最高裁決定は地下銀行の処罰という刑事事件の解決のための解釈として定立されたものであり、代理受領型の収納代行・代金引換についてまで為替取引に該当すると解するのは実質判断として無理があると考えられる。

いずれにせよ、収納代行・代金引換を送金サービス規制の対象とすべきかどうかについては、当該サービスを利用する利用者の保護の必要性からゼロベースで検討すべきである。

（2）収納代行・代金引換に関する消費者利益の保護

B to C や B to B の収納代行・代金引換の典型例としては、商社や収納代行会社、エスクロール事業者、マンション管理会社、運送会社などが、事業者からの委託を受けて、債権の請求事務や回収事務を代理して行う場合があげられる。

収納代行・代金引換は代理受領と解されているため、支払者は収納代行・代金引換事業者への支払時において委託事業者との関係で商品・役務の代金を弁済したも

のとして取り扱われ、その後に収納代行・代金引換事業者が破綻しても、商品・役務の代金の二重弁済のリスクを負担しない。

代金受領者の保護については、代金受領者が事業者（委託事業者）であれば、事業者間の信用の問題であると解される。法律により介入し、資金保全措置等を事業者間取引に義務づけることはコストアップにつながり、必ずしも当事者の望まない結果を生じると考えられる。

したがって、B to C や B to B の収納代行・代金引換については、利用者保護のための資金保全措置等の金融規制は不要であると考える。

C to C 収納代行・代金引換においては、上述の整理と異なることから、代金受領者の保護が B to C 収納代行・代金引換の場合よりも問題となる。もっとも、契約締結権代理権まで付与しているような商取引そのものと認められるような類型については、送金サービスとして規制することは妥当でない。また、代金引換のように商品の運送や保管等まで行っている場合や原因契約の媒介を行っている場合など原因取引との関連性が強いと認められる場合についても、これを送金サービスとして規制するべきではない。

その他、今後の収納代行サービスの発展の可能性を未然に摘むべきではないとの観点から、利用者からの受取額が高額の場合に限るなど、代金受領者の保護の必要性が高い場合に限定することを検討すべきである。

（3）マネーロンダリング規制との関係

マネーロンダリング規制（犯罪収益移転防止法）については、現在銀行が行う為替取引に対して本人確認義務や疑わしい取引の申告義務等の規制を課している。

B to C 収納代行・代金引換においてはサービス提供事業者が委託事業者についてその実在や商材等について審査を行っており、マネーロンダリングのおそれは現実に考えられないことから、マネーロンダリング規制の対象とする必要はないと考えられる。なお、マネーロンダリング規制の適用対象となることによるサービスへの制約の大きさは、収納代行・代金引換が為替取引に該当すると解することを前提として、為替取引の規制緩和のための立法的手当を導入するべきであるとの議論に対する、強い懸念材料ともなっている。

3. 従来型電子マネーについて

(1) 従来型電子マネーに関する規制のあり方について

現在提供されている電子マネー（従来型電子マネー）については、特定の加盟店における一定の範囲の商品・役務の購入のために利用され、換金も原則として認められておらず、前払式証票等として構成されている。かかる従来型電子マネーは換金型電子マネーと異なるものであり、送金サービス規制の範囲に含めて考える必要はないと考えられる。現行前払式証票規制法の枠組み（供託率等）を維持すべきである。

従来型電子マネーについては、原則として換金・返金が行われていない。換金が認められないということでは、利用者保護に欠けるのではないかとの指摘もある。この点、前払式証票の発行者の側において、サービスの提供中止等の債務不履行がある場合には、多くの場合返金が認められる。一方、利用者側の自己都合（例えば引っ越しの場合）による返金を認めるべきかについては、返金に事務コストがかかることや返金に対応するための資金を常時準備しなければならないこと等に鑑みれば、購入者に適切な表示を行った上で、原則として返金を行わない取り扱いすることについても、一定の合理性があると考えられる。利用者としては返金が認められない場合には多額の残額が生じることを避けるように購入したり、引越しの際に残額を使い切るようにして自衛することも可能である。

(2) 前払式証票規制法のサーバー型への拡張について

前払式証票規制法を現在規制対象となっているカード型に加えて、サーバー型に対しても規制を拡張する場合、規制の範囲がどこまで広がるのかが問題となる。

現行の前払式証票規制法は、証拠証券には適用されないとされている。立法時の議論では、記名式で再発行可能な証票（いわゆる証拠証券）には適用しないと整理され（証拠証券は、「対価を得て発行される証票等」には該当しないとの解釈）旧大蔵省の通達、金融庁の監督指針においても、かかる解釈を受けて証拠証券には適用しないことが明らかにされている。すなわち、有価証券・金券など当該証票それ自体に価値があると認められる形態（当該証票等を有しなければ権利の行使ができないもの。）が規制の対象となっている。仮に、かかる限定がなく、すべての証拠証券（受領証も含まれる。）にも適用があるとした場合、雑誌の前払購読料や前払会費等を含めた全ての前払いについて、前払式証票規制法の適用があることとなりかねない。

これと同様に考えれば、サーバー型に拡張する場合には、利用者を特定せず、ID

又はパスワードのみにより利用者の確認を行い、ID又はパスワードを紛失すると前払サービスを利用できないものなどに限定することが考えられる。このような類型のものについては、ID、パスワード紛失等による退蔵益を狙った不当な前払式証票等の乱発が行われやすく、利用者保護の観点から供託義務を課して、発行企業の倒産時に備え、かつ、その乱発に一定の歯止めをかけることに意味があると思われる。

4. 企業ポイントについて

(1) 企業ポイントと電子マネー・貨幣との違い

企業ポイントは、マーケティング、販売促進等の目的で、利用者からの対価なしに付与されるものである。利用者からの対価を得ずに付与されるポイントについては、発行原資を利用者が負担せず、発行企業が販売促進費等の形で負担し、又は、その提携企業若しくは加盟店等が負担しているのであって、利用者の要保護性は利用者が対価を負担している電子マネーに比して相対的に低いと考えられる。

なお、企業ポイントについても、企業ポイントが付与されることを考慮して消費者がその消費行動を変える場合があり、消費者保護のための一定の規律が必要である。経済産業省では企業ポイントの消費者保護に関するガイドラインを策定すべく別途検討を行っているところであるが、こうしたガイドライン等に基づき、企業ポイントの発行企業が約款やホームページ等におけるポイントの発行条件・利用条件等にかかる表示や説明を充実させていくことが有意義であると考えられる。

また、企業ポイントが疑似通貨であると言われることがある。しかし、企業ポイントは現金通貨と異なり強制通用力はない。また、紙幣類似証券取締法との関係で、紙幣類似性については、「誰でも」「どこでも」「何にでも」使えることが基準となるとされているが、企業ポイントの譲渡は通常禁止されており、「誰でも」使えるものではない。また、様々な行使条件や有効期限も付され、加盟店や利用対象商品が限定される場合が多いなど、一般的に「どこでも」「何にでも」利用できるものではない。したがって、少なくとも現時点において、疑似通貨としての規制が必要な段階にはないものと考える。

さらに、企業ポイントに対する消費者の期待を保護するために、前払式証票規制法を適用して資金保全措置（1／2の供託義務等）を課すべきであるとの議論がある。しかし、企業ポイントは、利用者からの対価なく付与されるものであり、常に一般の債権に比して優先してこれを保護する必要性があるとは思われない。例えば、航空会社の場合を例に取れば、金銭を支払って前払航空券を購入した者は、一般債権者となるにすぎないのに、マイレージを付与された者は、供託金に対し別除権者として優先弁済権を有することとなり、均衡を失する。

(2) ポイント交換への前払式証票規制法の適用可能性について

企業ポイントは、利用者からの対価の支払いなく付与されるものであるが、企業ポイントにも財産的価値があり、ポイント交換により取得されたポイントも、前払式証票規制法の対象とするべきであるとの考え方もある。

しかし、こうした考え方については以下のような疑問がある。

ポイント交換をしても、結局は、その発行原資は、ポイント交換元の企業が負担しているのであり、利用者が対価を支払っていると評価すべきではないのではないか。

ポイント交換を経たポイントかどうかで、ポイント発行企業としても、消費者としても、価値が異なるとは認識していないのではないか。また、そのようなものとして取り扱われることを期待もしていないのではないか。

ポイント交換はマーケティング目的やポイントの利用促進のために行われるものであり、また、ポイント交換により減価が生じるため、ポイント交換先が限定されるとともに、ポイント交換されるポイントの割合は必ずしも多くない。仮に無償で付与されたポイントと対価性のポイントが区別されていない場合に、そのすべてについて資金保全措置を要求するとすれば、事実上、ポイント交換プログラムのあるポイントのすべてが規制対象となりかねないが、それは過剰規制ではないか。

ポイントは概ね譲渡性がなく、また、ポイント交換に際しては個人を特定して交換が行われるなどしていることから、交換後のポイントは証拠証券と位置づけられ、前払式証票規制法を適用すべきでないと考えられるのではないか。

以上の疑問がある中で、法制上の整理としてポイント交換により得た企業ポイントを前払式証票等規制法の適用対象とすることは妥当ではないと考えられる。

終わりに

本報告書では、収納代行、代金引換、電子マネーといった支払サービスに関し、消費者利益の保護の観点からルールのあり方について検討してきたが、既に強調してきたように、支払サービスの今後の発展の可能性や役割を踏まえた考察が必要である。この点について、最後に改めて付言することとしたい。

支払サービスと商取引の発展は相互に支えあう関係にある。例えば、代金引換は、インターネット技術の革新により通信販売・ネット販売が急拡大するとともに発展を遂げているが、同時に、宅配便サービスの誕生が通信販売ビジネスの成立基盤となったように、代金引換が消費者にとって安全安心な支払サービスとして普及したからこそ、事業者の顔の見えにくい地域や中小のネット販売事業が発展したと考えられる。また、収納代行についても当初は電気・水道等の公共料金の代金回収サービスとして開発されたが、売上データと支払データの照合による債務の消滅を人為的ミスなく大量に処理する情報システムを発展させ、現在ではネット販売の発展を支える支払サービスの一つとなっている。電子マネーについても、交通系、流通系、オンラインゲームなど様々な商取引の分野で独自の発展を遂げ、それぞれの分野の商取引の発展の基盤となっている。

最近では、流通・サービスのマーケティングの考え方方がインターネット技術を利用して消費者のニーズを適時汲み上げる消費起点のデマンドチェーンへと変化しており、日常の食料品や衣料、書籍など従来店舗販売が主流であった商品についても、店舗販売とネット販売を組み合わせる、いわゆる「リアル」と「ネット」の融合が進んでいる。これに伴い、インターネット空間における膨大な情報が個々の消費者に利用可能となるよう、個人の嗜好にあわせて適切な商品を探して提案する「購買代理業者」（携帯モールやネットモールなど）も登場している。こうした動きに対応して、物流分野では、宅配システムが高度化し、将来的には個人が今いる場所への配送の可能性もあると言われている。支払サービスの分野でも、消費者がいつでもどこでもかんたんに自分のニーズにあわせたショッピングができるよう、商取引と一体となった支払サービスの進化が求められると考えられる。

こうした流通関連機能のイノベーションは、業種・系列を超えて多様な事業主体が自由に連携することによって促進される。支払サービスについても従来以上に多様な事業主体が提携することが求められる（オープン化）。

具体的には、支払サービスを単独で提供するのではなく、多様な分野の事業者が参入

して商取引と一緒に提供し、商取引上の契約関係等を基礎として活用することにより、比較的少額な代金支払についても、低コストで、かつ、利便性の高いサービスを提供することが期待できる。支払サービスを通じて個人の消費情報を獲得しマーケティングに活用することも行われており、専業者には生み出すことができない付加価値を取り込むことができる。また、こうしたネットワーク化されたサービスにおいては、リスクを適切に管理することが必要であるが、支払サービス業者と代金受領者である販売事業者の間に、銀行やノンバンク等を介在させることにより、事業者間で適切なリスク管理や分担を行っていくことが重要である。

このようなオープン化・ネットワーク化を特徴とする支払サービスの発展の基盤となる諸制度は、多様性や柔軟性を認め、リスクの多寡に応じた安全システムである必要がある。本報告書では、そのような安全システムを構築するために、事業者による自主的取組によることが適当であると結論している。この背景には、これらのサービス市場に参入することができる事業者の健全性・信頼性は高いことがある。なぜなら、このような高度に発展した支払サービスを消費者に支持されるレベルのコストで提供するためには、全国に広がるサービス網や販売事業者とのネットワーク、標準化されたITシステムの開発・装備を有する、一定以上の信用力と規模を有する企業体であることが必要とされるためである。特に、消費者の直接の窓口となる企業には消費者に対するレビュー・ションリスクがあるため、商取引のネットワーク全体を健全に運用する責任を果たすインセンティブを強く有している。こうした企業を中心として、支払サービスのネットワークに参加する企業が遵守すべき「コード」を発達させ、実効性をもって運用（具体的には悪質加盟店の排除等）していくことが、支払サービスの更なる成長と消費者の安全・安心を含む「質」の向上を両立させる道であり、真の「消費者の利益の保護」につながると考えられる。

支払サービスは今後更に成長していくことが期待されている。支払サービスの発展の基盤の整備や消費者の利益の保護に向けて、商取引の支払に関する小委員会が果たすべき役割は引き続き大きくなっていくと考えられる。今後も継続的に開催し、商取引を支える支払サービスの成長・発展とその課題の解決に取り組むこととしたい。

産業構造審議会 産業金融部会・流通部会
商取引の支払に関する小委員会 委員名簿

小委員長	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
	青山 直美	有限会社スタイルビズ代表取締役
	有山 雅子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	井上 聰	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	上原 征彦	社団法人日本通信販売協会会長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会参与
	片山 直也	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	久保田 隆	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小塚 荘一郎	上智大学法学部教授
	沢田 登志子	有限責任中間法人 EC ネットワーク理事
	高田 基生	株式会社ファミリーマート取締役
	高野 ひろみ	東京都地域婦人団体連盟専門委員
	中田 裕康	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	松永 正大	東京路線トラック協議会常務理事
	宮沢 和正	ピットワレット株式会社執行役員常務
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科准教授
	吉元 利行	社団法人日本クレジット産業協会研究アドバイザー